

税務判例検討：取引相場のない株式の個人から法人への譲渡についてその価格の評価（所得課税）が問題となった事例－最高裁令和 2 年 3 月 24 日判決－

執筆者： 弁護士 公認会計士 北村 導人
 弁護士 岡本 高太郎

May 2020

In brief

最高裁判所は、2020 年(令和 2 年)3 月 24 日、個人が法人に対して取引相場のない株式を譲渡した場合の株式の「譲渡の時における価額」(以下「譲渡時価額」といいます)(所得税法 59 条 1 項 2 号所定の著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡(低額譲渡)に該当するか否か)が問題となった事案(以下「本件」といいます)につき、納税者勝訴の判断を下した東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決(以下「原判決」といいます)を破棄し、東京高裁に差し戻す判決を下しました(以下「本件判決」といいます)。

所得税法 59 条 1 項の適用に当たり、所得税基本通達(以下「所基通」といいます)59-6 は、株式の譲渡時価額に関して、原則として、同通達が定める一定の条件の下、財産評価基本通達(以下「財基通」といいます)の 178~189-7 までの例により算定した価額とすることをしていますが、①所基通が定めた条件(同族株主の判定を譲渡者等の譲渡直前の議決権数により判定等)と②財基通が定める基準(少数株主の判定を株式取得者等の取得後の議決権数により判定)との関係が不明確であったため、いかなる解釈をすべきかという点が問題となりました。

原判決は、この点について、通達の意味内容についてはその文理に忠実に解釈するのが相当であるとしたうえで、本件における株式譲受人は財基通 188 の(3)の少数株主に該当するから、譲渡対象となった株式の価額は配当還元方式によって算定した価額となるとして、納税者勝訴の判断を下しました。これに対し、本件判決は、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする財基通の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に即して、これ応じた取扱い(少数株主に該当するか否かも株式を譲渡した株主により判定)がされるべきであるとして、原判決が下した判断を破棄しました。

本件判決は、個人から法人に対する非上場株式の譲渡という実務上よく行われる取引類型につき、現行の通達の文言からは実務上誤解を招きやすい譲渡時価額に関する解釈(とりわけ所基通 59-6 に係る解釈)を明示したものであり、今後の株式等の譲渡所得に関する財産評価の実務に影響を与えるものと考えられます。本稿では、本件判決の概要を紹介するとともに若干の検討を行います。

In detail

1. 事案の概要

本件の事案の概要は以下のとおりです。

T 社の代表取締役であった A は、T 社株式のうち 146 万 700 株(発行済株式数総数の 15.88%)を有していました。A は、平成 19 年 8 月 1 日、自身の有していた T 社の株式のうち 72 万 5000 株(以下「本件株式」といいます)を、1 株あたり 75 円、合計 5437 万 5000 円で有限会社 TS 会(以下「TS 会」といいます)に譲

渡しました(以下「**本件株式譲渡**」といいます)。なお、本件株式譲渡における 1 株 75 円という金額は、T 社株式を配当還元方式により評価して得た金額となります。

譲渡前と譲渡後の T 社の株主構成は、それぞれ以下の通りとなります。

譲渡前		譲渡後	
株主	持株数	株主	持株数
A	146 万 700 株 (15.88%)	A	73 万 5700 株 (8%)
A の親族	63 万 5820 株 (6.91%)	A の親族	63 万 5820 株 (6.91%)
(以上合計)	209 万 6520 株 (22.79%)	(以上合計)	137 万 1520 株 (14.91%)
		TS 会	72 万 5000 株 (7.88%)
TI 会	222 万 4400 株 (24.18%)	TI 会	222 万 4400 株 (24.18%)
T 研究会持株会	221 万 730 株 (24.03%)	T 研究会持株会	221 万 730 株 (24.03%)
T 従業員持株会	231 万 5150 株 (25.16%)	T 従業員持株会	231 万 5150 株 (25.16%)
その他個人株主	35 万 3200 株 (3.84%)	その他個人株主	35 万 3200 株 (3.84%)

※ A と A の親族は財基通 188 の適用において相互に「同族関係者」にあたります。なお、本件株式譲渡の譲渡直前において、株主及び同族関係者の議決権の合計が 30% 以上となる者はいませんでした。

※ A から株式の譲渡を受けた TS 会の株主は、T 社の役員及び従業員 10 名(各人が均等割合で保有)であり、A と TS 会の間に法人税法 2 条 10 号で定める特殊な支配関係はありません。¹

A が平成 19 年 12 月 26 日に死亡したため、A の平成 19 年分の所得税納付義務を相続した本件の原告ら (A の相続人) は、平成 20 年 3 月 13 日に A の所得税につき所得税法 (以下「**所法**」といいます) 125 条 1 項による準確定申告書を提出しました(その際の本件株式譲渡に係る譲渡所得の収入金額は、代金額と同額の 1 株 75 円でした)。

課税当局は、これに対し、本件株式譲渡時における T 社株式の価額は類似業種比準方式により算定した 1 株あたり 2990 円であり、本件株式譲渡の譲渡対価は、その時における本件株式の価額の 2 分の 1 に満たないから本件株式譲渡は所法 59 条 1 項 2 号の低額譲渡にあたるとして、原告らに対し、更正処分及び過少申告加算税の賦課決定処分をしました(なお、株価については、異議申立てを経て、平成 22 年 9 月 8 日付けで、東京国税局長により、T 社株式の 1 株の価額は 2505 円である旨の異議決定がされています)。

これに対し、原告らは、上記処分の取消しを求めて提訴しました。第一審では、原告らの請求は棄却され、納税者敗訴の判決(東京地裁平成 29 年 8 月 30 日判決(以下「**第一審判決**」といいます))が下されましたが、控訴審では、原告らの請求が認容され、納税者勝訴の判決が下されました(原判決: 東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決)。本件判決は、被告である国が行った上告に対して、最高裁が、納税者勝訴の判断を下した原判決を破棄し、高裁に差し戻す判断を下したものです。

2. 本件の争点

本件の主な争点は、本件株式譲渡が所法 59 条 1 項 2 号の低額譲渡に該当するか否かという点です。

所法 59 条 1 項 2 号は**著しく低い価額の対価として政令に定める額**による資産の移転があった場合には、譲渡所得の金額の計算については、その時点における価額(譲渡時価額)に相当する金額によりこれらの資産の譲渡があったものとみなす旨を定め、これをうけ、所得税法施行令(以下「**所令**」といいます) 169 条は、上記政令で定める額は当該譲渡時価額の 1/2 に満たない金額とする旨定めています。

¹ TS 会の株主構成については、本件相続に当たって相続税に係る評価額が問題となった、東京地裁平成 29 年 8 月 30 日判決[確定](判例タイムズ 1464 号 106 頁)において事実認定がされています。なお、同判決は、本件の原告らが相続により取得した「取引相場のない株式」の相続税法上の評価(時価)が争点とされたものであり、裁判所は財基通 178 以下に定める評価方法は、取引相場のない株式につき実情等を踏まえたものとして一般的な合理性を有するとして、譲受人の株式取得後における議決権割合に基づき、少数株主等が取得した株式として、配当還元方式による評価を是認しています(所得課税が問題とされた本件判決とは異なる判断をしています)。

本件では、原告らは、本件株式譲渡の対象となった T 社株式は、財基通 178 にいう「同族株主以外の株主等が取得した株式」に該当するとして、T 社のような大会社に原則適用される類似業種比準方式ではなく、財基通 188(3)、188-2 により配当還元方式により評価されるべきと主張する一方、被告である国は、類似業種比準方式により評価すべきと主張し、この点が争点となっていました。

より具体的な関連通達の定めは以下のとおりです。

- 所基通 59-6 は、所法 59 条 1 項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が取引相場のない株式で、売買実例のある株式に該当しないものである場合、当該資産の「その時における価額」は、所基通 59-6(1)～(4)に定める一定の条件を満たすことを条件に、**財基通の 178 から 189-7 までの例により算定した価額**とするものと定めています。なお、所基通 59-6 所定の条件のうち 59-6(1)は、「財産評価基本通達 188 の(1)に定める「**同族株主**」に該当するかどうかは、**株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定する**」と定めています。
- 財基通では、取引相場のない株式の価額は、原則として、大会社の場合、**類似業種比準価額**により評価するものとされています(178 本文、179)。但し、例外として、「**同族株主以外の株主等が取得した株式**」の価額については、**配当還元価額**によって評価するものとされています(178 但書、188、188-2)。ここで、「同族株主以外の株主等が取得した株式」とは、以下のいずれかに該当する株式をいうものとされています。

	株式の条件	注
(1)	同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の取得した株式	「同族株主」とは： 株主の一人及びその同族関係者*1 の有する議決権の合計数が当該会社の議決権数に占める割合が 30% 以上の場合の株主及びその同族関係者(議決権割合 50%超の者がいる場合にあつては 50%超)
(2)	中心的な同族株主のいる会社の株主のうち、中心的な同族株主以外の同族株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの(役員を除く)	「中心的な同族株主」とは： 同族株主の 1 人並びにその親族 ² の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である場合におけるその株主
(3)	同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の 15%未満である場合の その株主の取得した株式	
(4)	中心的な株主がおり、かつ、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である場合におけるその株主で、その者の株式取得後の議決権の数がその会社の議決権総数の 5%未満であるもの((2)の役員である者及び役員となる者を除く。)の取得した株式	「中心的な株主」とは： 株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である株主グループのうち、いずれかのグループに単独でその会社の議決権総数の 10%以上の議決権を有している株主がいる場合におけるその株主

*1 同族関係者とは、法人税法施行令 4 条に規定する特殊の関係のある個人又は法人をいいます。

*2 親族は、株主の配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び 1 親等の姻族(これらの者の同族関係者である会社のうち、これらの者が有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 25%以上である会社を含みます。)をいいます。

本件では、「同族株主」及び「中心的な株主」は存在しないことには争いがなかったため、本件株式が上記財基通 188(3)の株式に該当するか否かが争点となりました。

この点、原告らは、上記財基通 188(1)～(4)の少数株主のうち、所基通 59-6(1)において触れられていない財基通 188(2)～(4)の少数株主に該当するか否かの判定は、財基通の文言に忠実に、**株式の取得者の取得後の議決権の割合**により行うべきであり、本件株式譲渡においては、譲渡により株式を取得した TS 会の保有する T 社株式の比率は 15%に満たないことから、上記(3)により、本件株式譲渡の対象となった T 社株式は、「同族株主以外の株主等が取得した株式」にあたるものと主張しました。

一方、被告である国は、譲渡所得課税の場面では、財基通 188(1)～(4)の少数株主に該当するか否かの判定は、株式の譲渡人の譲渡直前の議決権の割合により行うべきであり、A は少数株主に該当しないから、原則的評価方法である類似業種比準価額により評価すべきと主張しました。

3. 裁判所の判断

(1) 原判決(東京高裁平成 30 年 7 月 19 日判決)の要旨

東京高裁は、以下の通りの判断を示しました。

「所得税基本通達 59-6 の(1)は、評価通達に定められた取引相場のない株式の評価方法を適用する際の条件として、『財産評価基本通達 188 の(1)に定める『同族株主』に該当するかどうかは、株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。』と定めている」。譲渡所得課税の趣旨からすれば、「このこと自体の合理性は認めることができる。」

ところが、被控訴人(国)は、さらに進んで、譲渡所得に対する課税の趣旨から、財基通 188 の(2)から(4)までに係る株主区分の判定についても、譲渡人の譲渡直前の議決権割合により判定する旨を主張している。

「租税法規の解釈は、原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されないと解されるところ、所得税基本通達及び評価通達は租税法規そのものではないものの、課税庁による租税法規の解釈適用の統一に極めて重要な役割を果たしており、一般にも公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針となっていることからすれば、課税に関する納税者の信頼及び予見可能性を確保する見地から、上記各通達の意味内容についてもその文理に忠実に解釈するのが相当であり、通達の文言を殊更に読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないというべきである。」

「本件においては、本件株式が評価通達の 188 の(3)の株式に該当するかどうか争われているところ、上記の通り、所得税基本通達 59-6 の(1)が、評価通達 188 の(1)に定める「同族株主」に該当するかどうかについて株式を譲渡した個人の当該譲渡直前の議決権の数により判定する旨を定める一方で、同(2)から(4)までについて何ら触れられていないことからすれば、同(3)の…『課税時期において株主の 1 人及びその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の 15%以上である場合におけるその株主の取得した株式』に該当するかどうかの判定(株主区分の判定)については、その文言どおり、株式の取得者の取得後の議決権割合により判定されるものと解するのが相当である。」

「所得税法 59 条 1 項にいう『その時における価額』は、譲渡の時における資産の客観的な交換価値で、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額(時価)を意味するのであり、譲渡人が会社支配権を有する多数の株式を有する場合には、当該株式は議決権行使に係る経営的支配関係を前提とした経済的価値を有するものと評価され得る一方、当該株式が分割して譲渡され、譲受人が支配権を有しない少数の株式を保有することにとどまる場合には、当該株式は配当への期待に基づく経済的価値を有するにすぎないものとして評価されることになるから、その間の自由な取引において成立すると認められる価額は、譲渡人が譲渡前に有していた支配関係によって決定されるのか、譲渡後に譲受人が取得することになった支配関係のどちらかで決定されるのかは一概に決定することはできず、双方の会社支配の程度によって結論を異にする事柄である」。それ故、「明文の定めもなく、…譲渡所得課税の趣旨によって読み替えることは、所得税基本通達 59-6 の(1)があっても無理があるといわなければならない」。

(2) 本件判決(最高裁令和 2 年 3 月 24 日判決)の要旨

これに対し最高裁は、以下のとおり判示しました。

「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものである。…すなわち、譲渡所得に対する課税においては、資産の譲渡は課税の機会にすぎず、その時点において所有者である譲渡人の下に生じている増加益に対して課税されることとなるところ、所得税法 59 条 1 項は、同項各号に掲げる事由により譲渡所得の基となる資産の移転があった場合に当該資産についてその時点において生じている増加益の全部又は一部に対して課税できなくなる事態を防止するため、『その時における価額』に相当する金額により資産の譲渡があったものとみなすこととしたものと解される。」

「評価通達は、相続税及び贈与税の課税における財産の評価に関するものであるところ、取引相場のない株式の評価方法について、原則的な評価方法を定める一方、事業経営への影響の少ない同族株主の一部や従業員株主等においては、会社への支配力が乏しく、単に配当を期待するにとどまるという実情があることから、評価手続の簡便性をも考慮して、このような少数株主が取得した株式については、例外的に配当還元方式によるものとする。そして、評価通達は、株式を取得した株主の議決権の割合により配当還元方式を用いるか否かを判定するものとするが、これは、相続税や贈与税は、相続等により財産を取得した者に対し、取得した財産の価額を課税価格として課されるものであることから、株式を取得した株主の会社への支配力に着目したものということができる。」

「これに対し、本件のような株式の譲渡に係る譲渡所得に対する課税においては、当該譲渡における譲受人の会社への支配力の程度は、譲渡人の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではないのであって、前記の譲渡所得に対する課税の趣旨に照らせば、譲渡人の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきものと解される。」

「そうすると、譲渡所得に対する課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする評価通達の前記の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その差異に応じた取扱いがされるべきである。所得税基本通達 59-6 は、取引相場のない株式の評価につき、少数株主に該当するか否かの判断の前提となる『同族株主』に該当するかどうかは株式を譲渡又は贈与した個人の当該譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること等を条件に、評価通達の例により算定した価額とする旨を定めているところ、この定めは、上記のとおり、譲渡所得に対する課税と相続税等との性質の差異に応じた取扱いをすることとし、少数株主に該当するか否かについても当該株式を譲渡した株主について判断すべきことという趣旨のものということができる。」

「原審は、本件株式の譲受人…が評価通達 188 の(3)の少数株主に該当することを理由として、本件株式につき配当還元方式により算定した額が本件株式譲渡の時ににおける価額であるとしたものであり、この原審の判断には、所得税法 59 条 1 項の解釈適用を誤った違法がある。」

また、宮崎裕子裁判官は補足意見として、次のとおり述べています。

「法廷意見で指摘しているとおり、所得税法に基づく譲渡所得に対する課税と相続税法に基づく相続税、贈与税の課税とでは、課税根拠となる法律を異にし、それぞれの法律に定められた課税を受けるべき主体、課税対象、課税標準の捉え方等の課税要件も異にするという差異がある。その点を踏まえると、所得税法適用のための通達の作成に当たり、相続税法適用のための通達を借用し、しかもその借用を具体的にどのように行うかを必ずしも個別に明記しないという所得税基本通達 59-6 で採られている通達作成手法には、通達の内容を分かりにくいものにしていてという点において問題があるといわざるを得ない。本件は、そのような通達作成手法の問題点が顕在化した事案であったということができる。…

…より重要なことは、通達は、…課税庁の公的見解の表示ではあっても法規命令ではないという点である。…税務訴訟においても、通達の文言がどのような意味内容を有するかが問題とされることはあるが、これは、…その通達に関連法令の趣旨目的及びその解釈によって導かれる当該法令の内容に合致しているか否かを判断するために問題とされているからにすぎない。そのような問題が生じた場合に、最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとすれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない。…

本件においては、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」が争われているところ、同項は、譲渡所得について課税されることとなる譲渡人の下で生じた増加益の額を算定することを目的とする規定である。

…所得税基本通達 59-6 は、取引相場のない株式に係る所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」について、無限定に評価通達どおりに算定した額とするものとしているわけではなく、評価通達の「例により」算定した価額としていることは、法廷意見が指摘するとおりである。これは、同項の「その時における価額」の算定について評価通達を借用するに当たっては、少なくとも、譲渡所得に対して課される所得税と評価通達が直接対象としてきた相続税及び贈与税との差異から、所得税法の規定及びその趣旨目的に沿わない部分については、これを同法 59 条 1 項に合致するように適切な修正を加えて当てはめるという意味を含んでいると理解することができ、このことは、所得税基本通達 59-6 に、個別具体的にどのような修正をすべきかが明記されているか否かに左右されるものではない。…

したがって、所得税法 59 条 1 項所定の「その時における価額」の算定に当たってなされる評価通達 188 の(3)を借用して行う少数株主か否かの判断は、当該株式を取得した株主についてではなく、当該株式を譲渡した株主について行うよう修正して同通達を当てはめるのであれば、法令(すなわち所得税法 59 条 1 項)に適合する取扱いとはいえない。」

4. 検討

(1) 通達の法的位置付けとその解釈の在り方

本件における原審と上告審の判断の分かれ目となった主な点は、以下のとおり、通達の法的位置付けとその解釈の在り方に係る考え方の違いにあるものと考えられます。

原審は、租税法規の解釈は文理解釈よるべきであるとした上で、通達は租税法規そのものではないが、一般に公開されて納税者が具体的な取引等について検討する際の指針にもなっていることから、納税者の信頼及び予見可能性の観点より、通達の意味内容についても文理に忠実に解釈すべきであり、通達の文言を読み替えて異なる内容のものとして適用することは許されないとしました。

財基通 188 に関しては、(1)については、所基通 59-6(1)で「同族株主」の該当性如何は、株式の譲渡人の譲渡直前の議決権の数によると定める一方、188(2)から(4)については言及はなく、一方、財基通 188(2)及び(4)においては「株式取得後」、同 188(2)から(4)ではいずれも「取得した株式」という文言が用いられており、納税者の主張のように、これらの該当性について、譲渡人の議決権割合により判断するためには、「株式取得後」を「株式譲渡前」に、「取得した株式」を「譲渡した株式」に読み替える必要があります。原審は、そのような読み替えをすることについて、納税者の信頼及び予見可能性の観点より許されないとしました。

これに対して、最高裁は、その補足意見において、「通達は、法規命令ではなく、講学上の行政規則であり、下級行政庁は原則としてこれに拘束されるものの、国民を拘束するものでも裁判所を拘束するものでもない。確かに…通達は…『公的見解』の表示に当たり、それに反する課税処分は、場合によっては、信義則違反の問題を生ぜしめるといえよう。しかし、そのことは、裁判所が通達に拘束されることを意味するわけではない。さらに、所得税基本通達 59-6 は、評価通達の『例により』算定するものと定めているので、相続税と譲渡所得に関する課税の性質の相違に応じた読替えをすることを想定しており、このような読替えをすることは、そもそも、所得税基本通達の文理にも反しているとはいえないと考える。」(宇賀裁判官)、「最も重要なことは、当該通達が法令の内容に合致しているか否かを明らかにすることである。通達の文言をいかに文理解釈したとしても、その通達が法令の内容に合致しないとすれば、通達の文理解釈に従った取扱いであることを理由としてその取扱いを適法と認めることはできない」(宮崎裁判官)と指摘されているとおり²、あるべき通達の法的位置付け及びその解釈手法の在り方を示し、原審が採用した考え方を否定しました。

その上で、最高裁は、譲渡所得課税の趣旨から、譲渡所得課税の場面においては、相続税や贈与税の課税の場面を前提とする財基通の定めをそのまま用いることはできず、所得税法の趣旨に則し、その際に応じて解釈すべきであり、59-6(1)が、財基通 188(1)の「同族株主」に該当するか否かは、譲渡した個人の譲渡直前の議決権の数により判定するとしているのは、同 188(2)～(4)の少数株主の該当性についても譲渡した株主について判断すべきことをいう趣旨であるということから、譲受人である TS 会が 188(3)の少数株主に該当することを理由として、配当還元方式により株価を算定すべきとした東京高裁の判断には、所得税法 59 条 1 項の解釈適用を誤った違法があるとしました。

確かに、仮に原審のように法令上の規定の解釈を横に置いて、通達の文理に忠実に解釈すべきとした場合には、それは、国会等の審議を経ることなく定められる通達を租税法規と同様に扱うに等しく、租税法規と通達のダブルスタンダードにより納税者の予見可能性を損なうばかりか、場合によっては、通達の文言の変更

² 渡辺徹也「個人が法人へ非上場株式を譲渡した場合のみなし譲渡課税(配当還元方式適用の可否)」ジュリスト 1535 号 124 頁は、原判決の評釈において、通達は法規ではなく、納税者を拘束するものではないことから、通達を「その文理に忠実に解釈するのが相当」とした点について疑問が存すると指摘していた。

等を以て法令が想定していない課税がなされる恐れも生じることとなり、租税法律主義の観点から問題が生じ得るといわざるを得ません。かかる観点から、上記の最高裁の判断は合理的と考えられます。

もっとも、所基通 59-6(1)が、財基通 188(1)のみに言及しており、財基通の規定の仕方が分かりにくいものであったことは否定できません。この点は、補足意見において、宇賀裁判官は「国民にとって分かりにくいことは否定できない。より理解しやすい仕組みへの改善がされることが望ましい」と述べ、宮崎裁判官も「通達作成方法については、分かりやすさという観点から改善が望まれる」と述べられているところであり、今後、通達の規定の改定がなされることが期待されます。

(2) 今後の問題点について ~ 株式価額(譲渡時価額)の評価

本件判決は、原判決を破棄し、本件を東京高裁に差し戻すという判断が示されているところ、今後、差し戻された東京高裁においては、本件判決の判示を踏まえた上での譲渡時点における T 社株式の評価が問題となります。

この点、原判決の指摘するとおり、譲渡される資産の価額は、不特定多数の独立当事者間の自由な取引において通常成立すると認められる価額であり、一般論としては、通達に拘束されない形での評価の余地は存するものと考えられます³。

もっとも、本件では、T 社株式の購入者となった TS 会は、その株主が T 社の役員等により占められていることから、譲渡人 A との関係で純粋に第三者といえるかが問題となり得ます。

この点、第一審判決においては、まとめて 15%以上となるような株式の売却をしていけば類似業種比準方式による評価額である額の対価が得られるのに、あえて一部のみを TS 会に譲渡した点が問題視されており、このような譲渡の目的としては、自己が代表取締役社長を務める T 社の役員及び従業員が株主であり、平時においては敵対的な議決権行使等をしないことが一般的に期待できる TS 会に株式を譲渡することで T 社の経営の安定を維持しつつ、譲渡による対価収入を減らしてでも自身の相続税の負担を軽減することにより、譲渡対価による収益を目的とする通常取引としての合理性は乏しいという点が指摘されています。T 社の株式譲渡において、T 社株式の価値が真摯に検討され、TS 会との間で独立当事者としての交渉を経るなどして譲渡価格が決定されたという事実関係が存すれば、上記のとおり通達に定める評価手法に従わないということもあろうかと思われませんが、そのような事実関係がないとすれば、所得税法 59 条 1 項の趣旨を踏まえた所基通 59-6 の取扱いに即して、T 社株式の評価がなされるものと予想されます。

第一審においては、上記の理由から、1 株を類似業種比準方式による算定結果である 2505 円とする判断がされているところですが、差し戻し審においてどのような判断がされるのか、注目されます。

5. 最後に

本件判決は、通達の法的位置付けとその解釈の在り方一般についての示唆を含むものとして、今後の税実務において重要な意義を有するものと考えられます。

特に株式の評価の場面においては、実務上、財基通(例えば、所基通 59-6 の他、法人税基本通達 4-1-6、9-1-14 等)が参照されることが多くありますが、今後の実務においては、本件判決における通達解釈のあり方に係る判示を参照して、法令の趣旨を踏まえながら通達を読み解いた上で、評価実務を行っていく必要があると考えられます。

³ 前掲 渡辺徹也 ジュリスト 1535 号 124 頁

Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 弁護士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル

電話：03-5251-2600(代表)

Email: pwcjapan.legal@jp.pwclegal.com

www.pwc.com/jp/legal

- PwC 弁護士法人に属するタックス ローマー(税法を専門とする弁護士)は、税務コンプライアンスを意識した経営を志向される企業の皆様のニーズに応えるため、付加価値の高い総合的なプロフェッショナルタックスサービス(税務アドバイス、事前紹介支援、税務調査対応、争訟に行くか否かの判断の支援、税務争訟代理等)を提供いたします。
- PwC ネットワークは、世界 100 カ国に約 3, 600 名の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応じていきます。
- PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、および税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から、法務サービスを、企業の皆様に提供します。

パートナー

弁護士・公認会計士

北村 導人

弁護士

岡本 高太郎

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2020 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.